

平成 28 年度 さいたま市立上里小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全ての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、上里小学校いじめ防止基本方針を定める。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめ防止のために、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ちます。
- 2 いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行います。
- 3 学校が一丸となって組織的に取り組みます。
- 4 いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- 5 いじめの問題について、保護者や地域および各関係機関の理解と協力を得て連携を深めながら取り組みます。
- 6 インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行います。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

- 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第 2 2 条）
 - (1) 目的 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。
 - (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、スクールカウンセラー、さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、自治会長、民生児童委員、中学校長、等
 - (3) 開催
 - ア 定例会（年 2 回開催 6 月、2 月）
 - イ 校内委員会（生徒指導・教育相談委員会等と兼ねて月 1 回程度開催）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
 - (4) 内容

- ア 上里小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証等
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や教育相談の方向性の検討
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の対応の検討
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 臨時部会構成員の検討
- ク 重大事態への対応の検討

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない、いじめが起きない学校をつくろうという意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 児童会長、児童会副会長、児童会役員、各委員会長、クラスの代表委員 等
- (3) 開催
 - ア 定例会（各学期1回程度開催）
 - イ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
 - ア 各委員会の委員長やクラスの代表委員が、いじめ未然防止、いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に報告しその取組を推進する。
 - ウ 提言を行った取組を推進する。

V いじめの未然防止

いじめを防止するには、いじめの問題に無関係ですむ児童はいないという考えのもと、全児童を対象に事前の働きかけを行い、未然にいじめを防止することが最も有効である。そこで、児童一人ひとりの自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくため、以下の事項に重点的に取り組む。

1 道德教育の充実

- 道德の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道德教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- 道德の授業により、未発達な考え方や道德的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 児童の実態に合わせて、十分に検討した題材や資料等を取り扱った道德の授業を実施する。
- 子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- 「いじめ撲滅強化月間」（6月、10月）に「2 主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

- 2 「いじめ撲滅強化月間」(6月、10月)の取組を通して
 - 実施計画に基づき、児童の実態に応じて以下の全ての内容について取り組む。
 - ・いじめ撲滅に向けたポスター作成と学級スローガンづくり。
 - ・子どもいじめ対策委員会(児童会)によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開。
 - ・校長等による講話。
 - ・『いじめ防止指導事例集』を活用する等、いじめ未然防止に向けた学級担任等による指導。
 - ・学校だよりや学年だより等による家庭や地域への広報活動。
- 3 「人間関係プログラム」を通して
 - (1)「人間関係プログラム」の授業を通して
 - 「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
 - 「相手が元気の出る話の聞き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを行うことにより、人とかかわる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に役立てる。
 - (2)直接体験の場や機会を通して
 - 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることでいじめのない集団づくりに努める。
 - (3)「心と生活のアンケート」の結果を生かして
 - 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。
- 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
 - 児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法等を身に付ける。特に、いじめはいじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
 - 授業の実践：5年生9月、6年生 6月
- 5 メディアリテラシー教育を通して
 - (1)『携帯・インターネット教室』の実施
 - 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を見付けさせ、いじめの未然防止に努める。
 - 『携帯・インターネット教室』の実施：5年生 6月
『薬物防止・インターネット犯罪の防止』の実施：6年生 1月
- 6 学級経営の充実
 - 「心と生活のアンケート」「月末生活点検アンケート」の結果を生かし、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
 - 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
 - 教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
 - 休み時間や昼休み等に子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がけ、迅速な対応を心がける。
 - いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりに努める。

- 担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- グループ内での気になる言動を察知した場合、学年や生徒指導部・教育相談部といった組織力をもって適切かつ迅速な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

7 相談体制の整備

- 毎月末の「月末生活点検アンケート」後に気になる児童には学級担任が教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。
- さわやか相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと情報を共有し、課題を抱える児童や保護者への教育相談体制の充実に努める。

8 人権教育の充実

- 全教育活動を通じた人権教育の推進を、上里小学校人権教育推進計画のもとに実施し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

9 体験教育の充実

- 異学年交流、小中連携、保幼小連携との交流等を計画的に実施し、人と人のつながり、共に生きる心に自らが気づく。
- 福祉体験やボランティア体験、勤労奉仕体験等の体験活動を発達段階に応じ体系的に展開する。

10 保護者との連携を通して

- いじめは絶対に許されないことについて、保護者と学校が連携して児童に指導する。
- 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないよう促す。
- 心の安定の基盤となる基本的生活習慣の定着を、保護者に促す。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

- 「早期発見のポイント」（「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に掲載）で学校生活をチェックし、児童のささいな変化に気づくこと。そして、気づいた情報を共有し、速やかに対応すること。

例

- (1) 朝：挨拶や返事に元気がない。
- (2) 授業：不調を訴え、保健室に行くことがある。
- (3) 休み時間：一人で過ごしていることが多い。
- (4) 給食：給食を食べない。食欲がない。
- (5) 清掃：一人離れたところで清掃をしている。
- (6) 帰りの会：なかなか帰宅せず、教室に残っている。
- (7) 係活動：他の人の仕事や役を押し付けられる。
- (8) クラブ：準備や片付けをしていることが多い。
- (9) 学級の中で：持ち物がなくなったと訴えてくる。
- (10) その他：その子の名前が大声で叫ばれる。 等

- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
 - (1) アンケートの実施：各学期1回の年3回（4、9、1月に実施）
 - (2) アンケート結果：月末の生徒指導・教育相談委員会で情報共有を学校全体に行う。
 - (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、教育相談週間に児童と面談を行う。面談した結果は、いじめ対策委員会校内委員会等を通して学年・学校全体で共有する。
- 3 毎月末の「月末生活点検アンケート」の実施
- 4 教育相談週間の実施
 - (1) 年3回、教育相談週間（児童：5月、10月、保護者：11月）を設定する。
 - (2) 児童・保護者が相談しやすい体制づくりに努める。
 - ① 学校だより、学年だより等によるさわやか相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの紹介と利用の仕方の周知。
 - ② さわやか相談員からのお知らせの発行。
- 5 保護者アンケートの実施
 - アンケート（6月・12月の年2回、ただし12月は学校評価と兼ねる）を実施し、保護者からの情報提供による早期発見に努める。
- 6 地域からの情報収集
 - 学校評議員、民生委員・主任児童委員、防犯ボランティア等から、随時学校へ情報提供してもらう。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。

- 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会の臨時部会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等の対応方針を決定する。さらに、事実に係る情報を関係者と共有するための必要な措置を講ずる。また、犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会と連携し、必要に応じ警察の指示を仰ぐ。
- 教頭は、いじめの加害児童及び被害児童の保護者の対応に当たる。
- 教務主任は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめが起こったクラスの支援に当たる。
- 担任は、いじめの疑いがあると分かった場合、速やかに学年主任と管理職に報告し、学年を中心とした組織で事実の有無を確認、情報収集したり、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保をしたりするとともに、いじめを行った児童に指導を行う。
- 学年主任は、担任と共に当事者双方や周りの子どもからの聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等正確な実態把握に努め、管理職に報告する。
- 生徒指導主任と教育相談主任は、児童の情報を広く収集する体制を整え情報を全職員に周知する。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行い、必要に応じて関連機関と連絡を取り合う。
- 養護教諭は、いじめられた児童の心のケアに努める。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。

- 保護者は、家庭での子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時はただちに学校に連絡する。
- 地域は、いじめ又はいじめの疑いのある行為を発見した場合、学校等に情報提供する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」等に基づいた対応を確実に行う。

- 重大事態について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会臨時部会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

- ※ 重大事態の調査の主体は、学校からの報告、いじめを受けた児童・保護者の意向を踏まえ、教育委員会が判断する。

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- ・ 学校課題研修の充実
- ・ 生徒指導や教育相談に係る研修の充実
- ・ 情報モラル研修の充実

X PDCAサイクル

- より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、上里小学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会定例会で点検し、必要に応じて見直す。

年間2回のPDCAサイクル

PDCA 1サイクル目			PDCA 2サイクル目		
4月	計画を共通理解(職員会議)	P	8月末	計画を共通理解(職員会議)	
↓	計画に従って実践	D	↓	計画に従って実践	
6月 ～7月	いじめ対策委員会定例会 取り組みチェックリスト(教職員) アンケート(保護者)	C	12月 ～2月	学校評価(教職員、保護者、地域) いじめ対策委員会定例会	
8月始め	必要に応じて見直し・修正	A	3月	必要に応じて見直し・修正、次年度へ	